

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第 68 回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和 5 年 12 月 26 日（火）13：01～14：57

場所 オンライン開催

○筑紫室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会第 68 回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の小委員会についても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っており、そちらでの傍聴も可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、村木委員におかれては、ご欠席の連絡をいただいております。また、秋元委員、岩船委員、原委員、武田委員におかれては、途中退席の旨、牛窪委員におかれましては途中参加の旨をご連絡いただいております。

なお、本日ご出席いただいております本委員及び臨時委員の方の数は定足数を満たしているということでございます。

それでは、以降の議事進行は、山内委員長にお願いいたします。

○山内委員長

山内でございます。よろしくお願いいたします。

議事次第に沿って議論に入りたいと思いますが、今日は議題四つということで、まずは再エネ導入の拡大に向けた自己託送の在り方、それから、蓄電池への電気供給の在り方、それから、大手電力による不適切事案に係るその対応の状況について。そして、最後に、電力システム改革の検証の進め方ということになります。

まずは、それでは、議題 1 ですね。今後の自己託送の在り方について、事務局から資料 3 をご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○筑紫室長

それでは、資料の 3 につきまして、電力産業・市場室の筑紫からご説明を差し上げます。

資料ですけれども、まず、資料 2 ページ目をご覧くださいと思います。

自己託送制度でございますけれども、自己託送とは、一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用しまして、自家用発電設備を保有する需要家が、別の場所にある、その需要家の、その需要家本人、あるいは当該需要家と密接な関係性を有する者の工場、あるいはオフィスといった需要地に送電をするという制度でございます。

これは東日本大震災の影響における電力需給の逼迫を受けまして、ある意味、エリアをま

たいで広域で使えるような形の制度として制度化されたものでございます。

なお、自己託送は自家発自家消費の延長というふうに整理をされております関係で、再エネの賦課金の徴収の対象とはなっていないというのが現行の制度のご説明になります。

以降、3ページ、4ページは、当時の審議会の資料をご参考までにご紹介している次第です。

続きまして、5ページ目をご覧くださいと思います。

この自己託送制度なんですけれども、昨今、その環境価値や追加性のある再エネ電気に対する需要家のニーズが増加するという中で、先ほど申し上げたとおり、再エネ賦課金が課されないというところに着目をされまして、積極的に活用する事業者が増加をしているということになります。

他方で、こうした事例の中では、もともとの制度の趣旨である自家発自家消費の延長という考え方にはややそぐわないというふうに申し上げざるを得ないものも含まれているところでした。具体的には、他者が開発・設置した発電設備をリース契約等で借り受けるというもの、あるいは実際の発電設備の維持管理に係る業務を外部に委託する、あるいは自己託送によって送電した電気を自ら消費するのではなくて、需要場所内の密接な関係性のない他者に対して融通していると、そういった事例があるというふうに承知をしております。

6ページがそういった事例の関係者のイメージを書いたもの、それから、7ページがそういった事業を積極的にPRしておられる事業者の営業活動の例をご紹介します。

8ページをご覧くださいまして、今後の進め方の考え方ですけれども、一般に企業等の需要家が自ら再エネ設備に投資をすると、FITとかFIPといった制度に頼らず、自らの投資を行って再エネ導入を拡大していくということ自体は、非常に大事なことでございます。

他方で、自己託送の制度については、再エネ賦課金が課されないという点について、これまで再エネの大量消費ですとか、そういったところで負担の公平性についての指摘がなされているという事実もございます。

需要家主導によって再エネ設備を導入する手法というものについては、幾つか提案されているわけなんですけれども、特にオフサイトPPAと呼ばれる小売電気事業者を介したやり方、こういったものについて、政府としても継続的に取組を支援してきたということもありまして、現在はそういったニーズを踏まえた料金メニューなんかの提供も行われていると承知をしております。

自己託送の電気のみで需要を満たすことができなくて、不足分については小売電気事業者から小売供給をしているというケースが実態としては多いというふうにも理解をしておりますので、今後、オフサイトPPAなどを活用したような形態に徐々に流れていくように考えていくことが望ましいのではないかと、他方、自己託送については、先ほどご紹介した自己託送制度の趣旨に照らして、対象となる要件を明確にしていくと。それによって需要・発電側、需要それぞれにおいて要件を一部厳格化していくということを検討してはどうか

というふうに考えております。

次のページ、9ページは、当時の費用の負担の公平性について議論をしたときの再エネルギー大量消費の資料を一部ご紹介しております。

ただ、10ページは、オフサイトPPAについての補助金がございますので、その参考をご用意しております。

11ページから、明確化するところの要件についての検討でございますけれども、まず一つ目の考え方でございます。発電設備に着目をした部分です。

発電設備のところは、先ほどご紹介したとおり、ほかの方が開発した発電設備を貸与するといった形が考えられて、そういった形のケースがあると理解をしておりますので、今後は、他社が開発・設置した発電設備の譲渡または貸与を受けて名義上の管理責任者となっているようなものについては、自己託送の対象とはならないということを明確化していくべきではないかというふうに考えます。

もちろん、需要家となる方の子会社が設置をするといったケース、あるいは親会社が設備を譲渡するとか、そういった親会社、子会社の中でのやり取りというのは想定されますし、こういったものについては、ある意味、自ら設置したものと同等と考えることもできると思いますので、原則としては、自分の、自らの設備ということではありますけれども、そういったものを、自分と同一視できるような部分を前提に判断をしていくということではないかと考えております。

それから、12ページに、要件の二つ目の考え方でございますけれども、発電設備の維持・運用に係る主な業務を外部に委託しているような場合は、自己託送の対象とは言えないというふうな考え方もあり得るのではないかとございます。

他方、この部分は、現実としては、発電設備の維持・運用に係る業務、非常に多岐にわたりますので、どのような業務を自ら実施すべきと位置づけるかについては、実務も含めた整理が必要となる部分がございます。そういった意味で、こういった考え方は一つの考え方だと思っておりますけれども、後ほどご説明いたしますように、実務としての性格を考えると、制度化に向けたプロセスは一定の時間を要するのではないかと思います。

13ページは、発電設備の維持管理に関する事例のご紹介が一部ございます。

14ページでございますけれども、また違う考え方で、需要家が自ら保有する発電設備の余剰電力を有効活用するという考え方に沿ってはどうかという考え方です。

他方で、すみません、先ほどご説明したとおり、自己託送は自家発自家消費の延長というような考え方がございますので、自家消費を除いた余剰電力分を送電する場合のみ自己託送の対象として明確化するという考え方もあり得るのではないかと思います。

他方で、今日の電気事業を巡る環境はかなり変わっておりますし、需要家が直接的に再エネ設備の導入を進めるケース、そういったニーズも大きく出てきていることを考えますと、電気事業制度全体を俯瞰して、ほかのどういったやり方があり得るかというものの、ある意味、バランスも踏まえた議論が必要かなというふうに考えます。

それから、最後、考え方の四つ目でございます。

15 ページですけれども、需要場所における受電設備を保有しているということをもって自身の需要とみなす。あるいは需要地内で、テナントなどのほかの方に対して電気を融通する形式を取っている。逆に言うと、従前から設定されているような密接な関係性を持っていないという場合のケースです。

この点については、1の需要場所の中で電気のやり取りを行うことそのものについては、現行の電気事業法においては直接的な規制の対象とはしておらず、否定されるものでは必ずしもありません。しかしながら、自己託送において、その従前から設定されている密接な関係性の要件を満たしていない方への電気の融通というのを認めるというのは、制度の趣旨に必ずしもそぐわないということだと思いますので、このようなケースは今後は認めないということを整理すべきではないかというふうに考えます。

したがって、1の需要場所の中で他社に電気を供給する場合には、当該他社にも自己託送実施する需要家との間の密接な関係性を求めるということではないかということです。

以上をまとめたものが16ページでございます。

自己託送は、これは実際の制度から申し上げますと、国による許可といったものは必要とはならず、一般送配電事業者と需要家等との契約によって実施されておりますので、実際のその要件を動かしていくとかということであれば、非常に明確であるということがすごく大事になってきます。

あと、足元では、自己託送を活用するけれども、制度の趣旨に必ずしも沿っていない案件が非常に、足元、増えているという実態もございますので、迅速な対応をしていくということも考える必要があるかなと思っております。

そういった点を踏まえますと、現時点においては、案の一つ目と案の4番目の考え方に基づく要件の厳格化を行うと。それから、その上で、残りの部分について、さらなる要件の見直しなんかも排除せず、必要な検討を不断に行っていくということではないかなというふうに考えます。

また、再エネ賦課金の負担の在り方そのものについても、必要に応じた検討ということは今後も考えていくということではないかというふうに考える次第です。

17 ページですけれども、じゃあ、具体的な見直しの時期についてです。

新たな要件を適用する対象の時期ですけれども、これは事業者が自己託送を検討する場合には、手続として、その系統連携手続の一連の手続がございます。下のほうに基本的な流れをご紹介しますけれども、そのうち接続検討申込みに当たっては検討料などが発生していくこととなりますので、新たな要件を適用する時点で、②の状態、系統連携手続の状態に達していない案件については、既存の自己託送における接続供給契約の変更を含めて、厳格化後の要件を適用する対象とするということではないかと思えます。

新たな要件を適用する時期については、幾つか選択肢があるわけですがけれども、適用開始までに駆け込み案件が増えるということも実務的な混乱を招く要因になりかねませんので、

2023年12月末までに系統連携手続を行っていない案件という考え方を採用するのが適切ではないかというふうに考えます。

18 ページが関係規定の整備についてですけれども、自己託送については自己託送に関する指針というガイドラインがございますので、こちらを改正して必要な規定を追記するというのを想定しております。

それから、実際の実務についても、案の1、案の4の要件についての宣誓書の提出を求めるとともに、これに虚偽があるという場合には契約解除を受け入れるということについても改めて同意をいただくと、そういった考え方に基づいて、ある意味、何て言ったらいいんでしょう、使いやすさと、何かあったときの対応というものの両立を図ることが大事ではないかというふうに思います。

最後、19 ページですけれども、今後の進め方ですけれども、本日の議論を踏まえて、必要な事務的な準備を踏まえた上で、ガイドラインの改正に向けた所要の手続を進めると。

なお、その手続が終わるまでの間は、現場の混乱を回避する観点から、送配電事業者における新規申込みの受付は停止をさせていただくということではないかと考えております。

事務局から説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。自己託送の整備について、これについて厳格化をしてはどうかという、こういうご提案の内容であります。

それでは、ご意見、あるいはご質問のある方、ご発言願いますけど、チャットでお名前と発言を希望する旨、書いてお送りいただければと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

松橋委員、どうぞご発言ください。

○松橋委員

松橋です。ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。

自己託送につきましては、経済産業省が制度をつくる中で、特に一、二年前でしょうか、必ずしも自らの組織でなくても、相手の事業者とある種の組合をつくることで、そこから持ってくることも自己託送として認めるというような制度の変更もあり、どちらかという、行政として、この自己託送の制度を、拡大していくことで、昨今のカーボンニュートラル化ですとか、再エネ100を求める事業者様ですとか、そういうものを後押ししていこうというような形で、制度の改変、拡大をしてきたと思うんですね。

ここでブレーキを踏んでいるように見えますし、幾つかの事例について、行政の方が思っていたのとは違うものが現れてきたと。確かにご説明にあるように、大きな、何というんですかね、店舗とかビルで、自己託送で電気を受けて、店子に供給するのは、本当の意味で行政が考えていた自己託送ではないのかもしれないし、リースで何かやるというのも本来

の自己託送の趣旨ではないのかもしれませんが、とは思います。

ただ、その一方で、この制度を本当の意味で必要としているプレーヤーというか、事業者も多くいるということをぜひ強く念頭に置いていただきたいんですね。

例えば多くの自治体が、エネルギーの地産地消とか、カーボンニュートラル化を求めて、今、日本中で行動を起こしているんですが、例えば自治体を持っているごみ発ですね。ごみ発の電気を自らの市とか区の役所に自己託送で供給するであるとか、ごみ発以外の再エネも含めて、自らの公共の建物に持ってくるという形を日本中の自治体がかなり検討しているということがあるんですね。

それで、オフサイトPPAでやればいいというふうにおっしゃるんだけど、オフサイトPPAをやるためには、小売事業者を介在させないといけないから、今度は地産地消でやるためには、地域で自らの自治体電力なんかを創設するとか、そういうことになって、非常に、何年かかるとか、そういう準備に非常にまた大きな手続が必要になってくるわけですよ。なので、それに、これ、そういうところだけじゃなくて、大電力もかなり関与されているようです。

ですので、小さいところから非常に大きなところまで、現状、多くの者がこの自己託送を利用していると、その中の一部に行政の方から見て目に余るものがあると、それで、いきなりブレーキをかけて止めてしまうということに関して、日本全体のカーボンニュートラル化とかエネルギーの地産地消にかなり大きな影響が出るということを心配しております。

こういうふうに強くおっしゃる以上、何としてもやるということだとは思いますが、正当な形で使っている人たちと、行政から見てこれは悪い使い方だと思っていらっしゃるものが混在するときに、全部止めてしまうと悪貨が良貨を駆逐するという、そういうことになって、全てがオジャンになってしまうので、ぜひ、その辺を考慮していただきたいと。

全国という動きもありますが、地域、地方創生の中で地方のエネルギー事業を担っている人たちもおりますし、そこに地方だけじゃなくて、大電力も関与されているということもよくよく考えていただいて、慎重の上にも慎重に、日本経済や地方創生の動きを止めないように、それから、カーボンニュートラル化の動きを止めないようにしてやっていただきたいと思えます。強く思えます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

次は、村松委員、どうぞ。

○村松委員

村松です。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

聞こえています。

○村松委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。

こちらの自己託送導入時点での議論を覚えておりますけれども、やはり当初の議論の段階でも、再エネ賦課金逃れに使われないようにというコメントは委員の方々からあったと記憶しております。

ですので、その賦課金逃れという、ある意味、フリーライド的な考えで取り組まれる事業者の行為を排除するという政策上の狙いについては理解できますし、意図については賛成するところでございます。

ただ、やはりこの仕組みを使って今までいろいろ創意工夫して取組を進めてきた需要家、また、その需要家の方々をご支援するコンサルの会社、ご支援する事業者というのも多数おりますので、このような形で、ある意味、急に方向転換となると、そういった事業者の事業予見可能性というのを損なうことになってしまっていて、こういったカーボンニュートラルに向けた投資の抑制につながらないかというのが懸念されるところです。

金融機関も、今までこういう自己託送の仕組みをベースに投融資についてのプランを出していらしたと思いますので、方向転換されると、ちょっと金融機関としてもリスクテイクの考え方が変わってきて、投融資がされないといったおそれも考えております。

やはり事業者の方々にお話をお伺いしますと、厳格化するという狙いはもちろん理解はできるが、その対象について、また進め方について、いろいろ疑問点がある、なぜ駄目なのかと、こういう点についてどうしていけない、排除されてしまうのかといったような声が事業者からは多く聞かれております。

例えば、私も財務や会計の観点で考えたときに、気になるのが、11 ページですね。こちらの案1で発電設備の所有ということで記載されておりますが、「他社が開発・設置した発電設備を貸与（リース）」という形で書かれております。この貸与（リース）のところに着目すると、会計や財務の観点で言えば、資金を借りて投資し自己保有するか、もしくはリースでかかる投資はフルペイアウトはするものの、金融のスキームとしてはリースという形を取るという手段選択肢とっております。問題となるのは、リースであり保有していないから駄目というスキームの話ではなくて、このスキームそのものを、他社が開発して後から自己託送事業者が名義のみといった、その立てつけのところが問題ではないかと考えました。

何か「リース」と書いてしまうと、リースはすべて認めないと見えてしまうので、そこについての見解というのをお伺いできればと思っております。

本件を受けて事業者の方々いろいろな右往左往していらっしゃる様を見ますと、やはりもう少し分かりやすく疑問にきちんと答える形で、明確なガイドラインというのが必要だ

とっております。

自己託送に係る指針、こちらの改正案もお示しいただきましたが、判断が難しい部分については、送配電の事業者がそれぞれエネ庁にお問合せをして、個別相談の上、判断をされているとお伺いしました。

具体性のある判断基準、なぜ駄目なのかといったところを明確にして、事業者がスキームを一部変えるのか、またはオフサイトPPAでいくしかないのか、こういったところの判断材料をきちんとお示しいただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。

今回取り上げていただいた自己託送は、自家発自家消費が原則としてあって、その後、東日本大震災などを経て、需要家が起点となって電源確保するとか、あるいは追加性のある形で再エネを導入するとか、そういうことを目的に自家発自家消費という制度を延長したものであったわけですが、3年経過する中で、賦課金逃れという制度趣旨に見合わない取組が目立ってきて、需要家間の公平性が失われることに関して相当の懸念が生じたということを一例として示していただいたんだと思います。

こうした賦課金逃れのために自己託送を使う事例を放置しておくことは、需要家負担の観点から、制度の信頼性を揺るがしかねないものだと思います。制度の本来の趣旨に沿わない取組まで需要家に負担させることを事前に需要家に了解を取っているわけではありませんし、ここは制度の運用上、規制官庁がしっかりここは見ていくということが重要だということだと思います。

ちなみに、この点は、資料にもありますが、3年前からもう既に知られていた点で、今回、自己託送の趣旨に反する要件を明確化していただいて、制度を厳格に運用するという方向性が打ち出せたのは、相当時期遅いと思いますけれども、あるべき方向だと思っています。

本来、私は既存の契約にまで立ち入るべきだと思いますが、まずは新契約に対して運用すると。国民負担をできるだけ増やさない観点で、速やかに要件の厳格化を行うということに関して賛成するものです。

電源・需要の双方の側で要件の確定が必要であると思いますので、案1、案4というのは現実的だろうと思います。もちろん発電で言えば、例えば案1では、厳密にはリースでも適切な自己託送に使われるケースがあることは認識しますが、他方で、問題の根っこの部分をまずは正すということを最優先にして案1を進めること。それで問題があるケース

が出てくれば、事例を収集して、その後に適切なタイミングで改正を行いつつ、要件の制度を運用の中で高めていくということは、現実的な方法なのかなと思います。そのために、実務上必要であれば、一旦、自己託送における接続契約を停止することもあり得るべきだと思います。

この今回の自己託送は、ある意味、制度を東日本大震災後延長した、延長というのは、ある意味、制度の考え方を運用上変えてきたものだと思うんですけども、振り返ると、東日本大震災後、この自己託送の拡張だけではなくて、当時の観点では、競争環境上、イコールフットィングとして入れられてきた制度が、当時の目的とは異なる活用をされている例というのはほかにもあるんじゃないかなと思います。

例えば常時バックアップとか、部分供給の緩和とか、当時の想定と比較して、現在どのような活用をされているのかということも、クリーム・スキミング的な使われ方がされている例がないとは言えない可能性があるのかなと思います。

こうした本来の制度趣旨を逸脱した制度利用を許すことは、結果的に利用者の負担増につながるということですので、システム改革の検証に当たっては、こうしたその後に措置された制度の利用の現状をしっかりと調査をしていただいて、広域的な観点から、制度の改廃の要否について議論の場をしっかりとつくっていただければというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

次は、武田委員、どうぞ。

○武田専門委員

ご説明ありがとうございました。自己託送制度の在り方について、今回、事務局が整理をいただいた方向性に賛同したいと考えます。

当初の想定した制度の趣旨と異なる事案については、賦課金の負担の公平性、賦課金制度の持続性と信頼性を確保するという観点から、早急に対策を打つべきだと考えます。

一方で、現行制度の下で、本来の制度趣旨に基づき、自家発自家消費の延長として適切に自己託送を実施している事業者の混乱を招かないよう配慮することが非常に大事だとは考えます。また、分散型電源の活用が今求められている中、他の委員の皆様が発言されているように、需要家が直接再エネ設備を導入するニーズが拡大しているのは事実だと思いますので、その点にも留意することが必要です。指針の改正等を進めつつ、想定しなかった様々な実務上の支障や自己託送と認めるのが適切なケースが今後明らかになった場合は、柔軟に対応するとともに、必要に応じて、改めて本委員会では協議をさせていただければと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

次は、松村委員ですね。どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

聞こえております。

○松村委員

発言します。今回の事務局の提案は合理的だと思いますので、支持します。

もちろん、これが理想的なやり方ではないとしても、現行のルールの中で、現行の枠組みの範囲内で目に余る行為を抑えるために、事務局が知恵を絞ったということだと思います。事例としては納得いかないものが幾つか出てくるのはあり得ると思いますが、これよりもよい案は私には思いつきません。合理的な提案だと思います。

これは、ある種の地産地消だとか、そういうものというのをサポートするものの逆方向じゃないかという議論は、私は全くナンセンスだと思います。本質は賦課金逃れということなので、そういうビジネスモデルは、賦課金を払わないで当然だ、賦課金を払わないという格好で後押しする発想自体がおかしいのではないかと。それをサポートしなければいけないということは当然あり得るとは思うのですけれど、賦課金を免除することによってサポートするという仕組みというか、実質的にそういう機能を果たしていること自体がとても筋の悪いことをしていると思います。

一方で、これをすると国民負担が増える、消費者の負担が増えるという議論については、少しちゃんと考えていただきたい。賦課金として賄わなければいけない額が決まっていれば、誰かが負担しなければいけないわけで、誰かが免れれば別の人の負担が重くなる。ここで言うと、普通の系統利用者の負担が重くなるということであって、国民負担が増えるという発想というのは、間違っているとは言わないのですけれど、ミスリーディング。負担が減った人がいて増えた人がいることはちゃんと考える必要があると思います。

その点で、そもそもこの制度の根本的な問題は、なぜ系統電力の消費者だけがその賦課金を負担しなければいけないのかというところが本当は本質なのだと私は思います。

本来なら、再エネの普及ということであれば、エネルギーの消費者全体が負担するという考えがあってしかるべきだし、仮にそれを電力を超えてということがとてもハードルが高いとしても、なぜ自家発自家消費は賦課金を負担しなくてもよいのに系統電力の消費者だけは負担しなければいけないのか、もし自家発自家消費も含めて電力の消費者が等しく負担するというのであれば、そもそもこんな問題は起きなかったはずで。

さらに自家発自家消費が負担しない結果として、その系統電力の消費者の負担が増えているという構造は、ここで、今回、問題視された者が負担を免れている結果として、系統電力の消費者の負担が増えているという構図と全く同じです。

そうすると、今回、これが不公正だとかということを手高に言っているのにもかかわらず、もし、今後、自家発自家消費まで拡大しようという議論が出てきたときに猛烈に反対するかということが出てくれば、それは本当に公平性を考えているのではなく、自分の利益、あるいは代理人の利益だけを考えているのではないかと疑われかねないと思います。

私自身は、大本の議論が、本当にこれが正しいのかということを手高に議論しなければならないのではないかと思います。しかし、そんな議論を始めたらどれだけ時間がかかるかわからない。でも、今緊急に対応したいという事務局の提案は合理的だと思いますので、いずれにせよ、事務局の提案は支持します。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、原委員、どうぞ。

○原委員

原でございます。ご説明ありがとうございました。

それぞれの専門家のお話を、今、伺ったところですが、一般的な小口需要家から見ると、やはり今のご説明を伺いますと、不公平感というか、不信感を感じざるを得ません。

事務局からのご提案に対しては賛同をいたします。ただ、どのように進めるかに当たっては、やはり原理原則というか、これまでの、いわば制度の目的外使用で有利に自己託送を利用してきたというところに対しては、もっと認める、認めない場合というのをはっきりとした明確なリスト化をすとか、こういう場合はいい、こういう場合はいけないというリストをつくって、ルール決めをして分かりやすくする。何のための制度かということ、それとよく照らし合わせた上で検討していただければなと思っています。現に事業を行われている方々に対して、一定の配慮を行うという言葉があったと思いますが、どのような配慮なのか、その点も明確にお伺いしたいと思います。

そして、今後の進め方につきましては、やはり急にということは大変なので、どうしてこの原理原則なのか、そこをよく理解していただけるように、改めて事前告知をして理解していただくということが必要になってくると思います。

簡単ですが、以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。

次は、秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

秋元です。ご説明ありがとうございました。

議論いろいろありますが、私も再エネ賦課金逃れが非常にこういうふうに行われているというのはゆゆしき事態で、その問題に対して強く対応しないといけないというのは全く同感でございます。そういう面に対応が必要だということに関しては同意するところでございます。

ただ、若干、やっぱり今回の審議会ではぱっと出てきて、ちょっと駆け込みがあるのは理解するものの、一方で、善良に事業形成をしようとしてきている人たちもいらっしゃると思いますので、そういう中で、突然、今日この委員会で出て、今月末までということであると、先ほどちょっとお話があったように、発電の部分でも、事実上、発電場所と事業場所が密接な関係にあって、本来の趣旨に照らして事業ということをされようとしていても、リース契約にする場合等もあると思いますので、そういったものも含めて、突然、駄目ということになるのもどうかという気もしているところでございます。

事務局説明があったように、クリアにしないといけない、曖昧さを消さなければいけないということも理解はするものの、もう少し、そういった善良に事業形成されようとしているものに対して配慮ができないのか、もしくは、そういうものに関して経過措置を設けられないのかということに関しては、もう一度、事務局のご見解をお伺いしたいというふうに思いました。

その上で、松村委員もおっしゃったように、自家発自家消費も含めて再エネ賦課金の負担とするというのも、一つとしては長期的な検討課題としてはあるような気もしますので、そこに関して、もう少し議論を深めるということも重要な気はしています。

ただ、繰り返しでございますが、若干、拙速にこの議論が出ている気もするので、そこに関して懸念がないわけではないので、事務局のもう一度ご見解をお聞かせいただきたい、もう少し柔軟性を持つ余裕がないのかということに関して聞かせていただきたいというふうに思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

委員を優先させていただいて、四元委員、どうぞご発言ください。

○四元委員

四元でございます。聞こえますか。

○山内委員長

聞こえております。

○四元委員

ありがとうございます。今回の自己託送の要件の厳格化に関する事務局提案に賛成いたします。

問題意識はもうほかの委員の先生がおっしゃったとおりで、今回、将来効しかないというところで訴求はされないというところは致し方ないのかなというところではありますが、合理的な措置はできるだけ速やかに講ずべきだと思っております。

その上で、案1から案4を示していただいて、事務局のご提案のとおり、案1と案4が、これは本当に、要件上、非常にクリアで、これであれば、今後、契約上の対応も基本的に紛れがないということで、これも賛同いたします。

適用時期ですけれども、基本的には、実務上可能な限りで速やかにやっていただくべきということで、やはり駆け込み需要のことも考えますと、あまり猶予を設けるというのは、こういう形でもう議論がなされているので、やはりこの間に猶予期間を設けるというのは、なかなか不適切な事案が増えてくると思いますので、そういうのを勘案すると、案Aということで、こちらも賛成いたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

すみません、長いところで。私も基本的には、今回の制度には賛同します。

ただ、お話にありました、その地産地消という自治体の取組などがあまりネガティブなものにならないように、適切な取組であれば、それはそれとしてきちんと整理した位置づけにしていきたいなと思いました。

ただ、基本的には、系統制約でもない限り、私は地産地消自体を目的化することは適切じゃないと思っているんですけれども、ただ、再エネの導入を進めるトリガーに自己託送は一定になってきたと思います。

自治体さんに聞くと、PPAが特に小売経営じゃなくてはいけない問題ですね。同時同量の問題で、案外、小売が引き受けてくれないというような話も聞きますので、単純に自己託送ではなく、PPAを選ぶことが、賦課金の問題だけじゃなくて、何らか高いハードルがあるのであれば、その辺りの制度的なところも整理して精査していただきたいと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。ほか委員の方、よろしいですかね。

時間の関係もあります。それでは、オブザーバーで、佐々木オブザーバー、電気事業連合会、どうぞご発言ください。

佐々木さん、聞こえております。佐々木オブザーバーはご発言されていますか。ちょっと反応が。

○筑紫室長

音声不調みたいです。

○山内委員長

そうですね。チャットで、分かりました。

それでは、取りあえずは、事務局から今のコメントについてお答えいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○筑紫室長

それでは、事務局から、大分たくさんのご意見、ご指摘をいただきましたので、ちょっと一つずつ丁寧にお声がけをしていく、できる限り丁寧にお答えしていきたいと思えます。

まず、松橋委員、岩船委員からご指摘いただいた、自治体の取組を含めて、自己託送というものの自体を頭から否定するのか、そうではなくて、賦課金逃れの趣旨の人がいるということ、ある種、問題とし、そこに絞っていくのかというところを一つ問われているのだと思えますけれども、そういう意味で言うと、今回、自己託の制度全体を議論するというよりは、むしろその賦課金を逃れるような、もちろんそれだけではないと思えますけれども、そういったことをかなり強く認識した上での事例というのが増えてきているところに対して、一定の範囲で歯止めをかけるということが必要だということでございますので、松橋委員から自治体のごみ発電の事例のご紹介がありましたですけれども、そういった、今、既にやっていたらいる自治体さんについては、今回の見直しについて訴求するものではございませんし、引き続き、そういった取組が進んでいくことになろうとは思えます。

他方で、自治体もいろんな自治体がありまして、当然、賦課金、特に自治体で、何ていうんでしょう、事業者的なところに、実際に自治体さんで事業者をつくっておられるようなケースもありますし、そういった中では、当然、賦課金というのも事業のコストには入ってきますので、そういった意味でも、何と言ったらいいんでしょう、その自治体だからということでは必ずしもなくて、他方で、しっかりやっておられる皆さんについては、引き続き、ある意味、予見性も含めた分かりやすい制度にするための努力をしていかなきゃいけないと

ということだと思います。

そういう意味では、既存の案件について訴求をしないというのは、先ほど四元先生やほかの先生からもご確認のあったところですし、そこはそういったものと理解をしております。

その上で、これまでやってきているプレーヤーが今後どういった行動をしていくのか、オフサイトPPAだけが唯一の手段というわけではないとしたときに、どういった形でやっていくのかというところについては、ある程度、事例を蓄積しながら整理をしていく必要があるのはおっしゃるとおりかと思えます。

ルールを明確化していくという意味でも、個別にご相談いただいている事例もこれまで一定数ございますし、今後も出てくると思えますので、そういったものを踏まえて、Q&Aみたいなものを作っていくということについては、早めに準備をしていきたいというふうに思います。

それから、大橋委員からあった、ほかのクリーム・スキミング的な事例がないのかという点については、ちょっと、本日、そういう点では常時バックアップと部分供給をご紹介いただきましたけれども、ほかの事例も含めて、また別のタイミングで検討をした上で、この議論をさせていただけるような形にさせていただきたいと思えます。

それから、武田委員なんかからも、多分、Q&Aみたいなものがやっぱりしっかり必要という点はお答えになっていくかと思えます。

それから、松村委員、それから秋元委員から、若干言及をいただきました、そもそもの根本的なところ、まずは手元の取組をしっかりとやるというところについてはご理解をいただけたと思えますので、そこを踏まえつつ、今後の状況をしっかりと見ていくということだと思います。

多分、原委員も、恐らくQ&Aとかをしっかりとやっていかないといけないのかなということだと思います。

それから、最後、その経過措置的な考え方のところ、秋元委員と四元委員からご指摘があったかと思えます。この部分は、確かに、若干、この委員会ですら少なくともやや拙速ではないかというご指摘もあろうとは思いますが、その足元でも、結構、今週に入って、突如150か所の自己託送の申請があったというのを送配電網協議会から報告を受けましたけれども、この1年、2年の間に非常に件数が増えていってしまっていて、しかも、これ同一の事業者さんだったりもしますので、経過措置的な時間を与える、本来ではそういった議論ももちろんあり得ると思うのですが、逆に言うと、ますますそれによって、負担の公平性みたいな観点からいうと難しい部分もあるのかなというふうに思っております。

今回については、もともとこの議論、以前、大量消費で1回議論をした論点ですし、個別にこういった事業をやっておられる方のホームページなんかも拝見しますと、現行の制度においてはこういう制度が使えるけれども、制度変更があればこの限りではないというような点はどの事業者も認識しているように思えますので、考えたら両方あり得るところでありますけれども、年内で現行制度上の受付は一旦停止とする形にさせていただけないか

なというふうに思っているところでございます。

それから、最後、佐々木オブザーバーのやつ、すみません、ちょっと今から拝見すると。

○山内委員長

一度、議事録の関係で読んだ方がいいということなので、私から読み上げます。

○筑紫室長

すみません。ありがとうございます。

○山内委員長

佐々木オブザーバーの部分ですけど、振り返りますと、自己託送が制度化された際、2013年は、2スライドにもありますとおり、東日本大震災後の需給逼迫を受けて、系統全体の安定供給に資する目的で、売電目的ではない自家発自家消費の延長として認めるという検討趣旨でありました。

その後、オフサイトPPAと自己託送との関係が議論された際、2021年も自己託送の制度趣旨自体を大きく変える方向ではなかったものと承知しています。

カーボンニュートラル実現に向け、各事業者が創意工夫の下、様々なビジネスモデルを構築し、サービス展開を図ること自体は、一義的には望ましいと思われれます。ただし、自己託送という系統サービスの利用ルールに関して、このたび、現状の運用実態を踏まえて要件を厳格化する方針がご紹介されましたが、一般的な制度変更と比べ、スケジュール的にかなり急がれているような率直な感想はありつつも、電気事業者として、このたび示された問題意識は理解するものであります。

この機会に、今後の再エネ、すみません、ちょっと字が小さいので、ちょっと待つてください、今後の再エネ等導入拡大に向けたエネルギー政策と自己託送という系統利用の手段が整合的、かつ公平に運用されるよう丁寧な議論がなされることを期待しておりますということでございます。

○筑紫室長

ありがとうございます。ちょっとそういう点では、すみません、佐々木オブザーバーのコメントを見て、すみません、一つだけお答えし損ねていたところがあるなと思ったんですけども、2021年、前回に議論をしたときに松橋委員が若干ご紹介いただいたとおり、密接な関係性を持って、松橋委員は組合という一番分かりやすい例をご紹介いただきましたけれども、そういった方々にとっては、むしろ使いやすい枠組みにしてきた方向性についてどうかという点がありましたけども、そこは全く変更はなくて、むしろあのときに広げた部分はそのまま進めていくというものだとご理解いただければと思います。

その上で、改めて、やはり何でしょう、明確にしていくということ自体は、やっぱり一番

大事というか、そのところをしっかりと示すべきというふうに改めてご指摘を受けたということだと思いますので、そういった取組の準備を急ぎ進めるようにしたいと思います。

答えが大分長くなりましたけれども、以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ちょっと時間の関係もあるんですけど、いろいろご意見をいただきました。それで、その意見は非常に重要な意見が多かったというふうに思いますが、今、事務局からお答えをいただいた範囲内で、それに要する対応ができるのではないかというふうに思っております、その点を含めると、皆様にご同意いただける内容であったというふうに思っております。

したがって、今回の資料で示された方向に従って、自己託送に係る指針のその改正に必要な手続ですかね、これを進めていただいてよろしいかというふうに思います。

よろしゅうございますかね。

それでは、議事を進めます。

議題の2ですね。事務局から、これは資料の5ですが、ご説明をお願いいたします。

○筑紫室長

すみません。続きまして、資料の4ですね。

○山内委員長

失礼。資料の4ですね。

○筑紫室長

すみません、資料の4ですね。資料の4につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。蓄電池への電気の供給の在り方についてということでございます。

蓄電池につきましては、先日、前回のときに出力制御のパッケージなんかの中でもご紹介させていただきましたけれども、これから、再エネを最大限導入しつつ、安定供給とか、そういった様々な施策目的を達成するために必要なものとして、さらなる導入拡大に向けて進んでいくということでございますけれども、それに向けた、一部、制度的に整理しなきゃいけない部分について、期近なものが一つ、それから、もう少し中期の論点を一つご提示させていただきたいというふうに思います。

まず、資料の3ページでございますけれども、蓄電池については託送料金の特別措置がございます。これは、蓄電池揚水発電設備でも使える特例ですけれども、託送料金が二重で課されることを避けるために、蓄電池であればロス分のみ託送料金を課することができるという仕組みを講じてございます。

この仕組みは特例措置ということになるわけなんですけれども、この仕組みを適用して

いくに当たりまして、今後、F I Pの対象の中にF I P電源に蓄電池を併設することが認められていくこととなりますので、その算定についての考え方を整理する必要があります。

4ページをおめくりいただきまして、下のほうに二つの図がありまして、既に蓄電池の特例が適用されている例の模式図が紹介をされていますけれども、1の需要場所に供給される電力量は、原則として需要場所における受電点で計量する形になります。

下の二つの図いずれも受電点に計量器がございまして、この部分でございまして。

他方で、下の図のうちの右側ですけれども、蓄電池とそれ以外の負荷が併存しているといった場合には、蓄電池の特例措置を適用するためには、蓄電池の部分とその他の負荷の部分のそれぞれで消費される電力量を明確に区分するために区分計量器を設置するというようお願いをしております、そこで出てきている数値を基に蓄電池特例措置が適用されているということになっております。

他方で、6ページに行ってくださいまして、1の需要場所の中に蓄電池と再エネ等の発電設備が併設されている場合ということについては、これ先ほどご紹介した例よりもより複雑になりまして、発電設備にその附帯設備などがつくことによって消費電力の把握が非常に困難になるということがございます。

下の例で発生する潮流のパターンというのを七つの例でご紹介をしておりますけれども、例えば七つある例のうちの、上の四つあるうちの左から二つ目のパターンをご覧くださいまして、右側に蓄電池の模式図がありますが、このパターンのときは系統からも充電がされるし、かつ発電設備からも充電がされることとなりますので、実際のところ、蓄電池に入ってきている電力の量は把握ができるわけですが、それが系統から把握してくる分にはどれだけなのかというのを把握するのは極めて困難ということになります。その蓄電池発電設備その他の負荷が併存する場合ということは、需要場所の潮流が極めて複雑化することになります。

さらに、受電点の計量を行うのが、30分単位の中で潮流が逆転するといった場合もございまして、非常に技術的に難しいということになります。

他方で、先ほど申し上げたとおり、F I P制度の中で併設蓄電池の系統充電ができるようになりますので、再エネや蓄電池の活用拡大を図る観点からは、こういった場合も蓄電池の特例措置を使えるようにしていく必要があります。

そのための進め方ですけれども、8ページをご覧くださいと思いますけれども、直接的に計量すること、あるいは推定をするということも技術的には困難なわけですが、こういった場合も、実際にこれを使う事業者と、それから送配電事業者で協議を行いまして、受電点の計量値と協議により決定したその他の負荷の数字の差分を蓄電池の量として、個別の協議で考え方を整理していくということにしてはどうかというふうに考えます。

下のほうに、模式的な図の大きな考え方がございましてけれども、なかなか託送料金の負担の公正性の観点まで考えると、何と言ったらいいのでしょうか、ある程度、託送料金の値段の決め方に一定の責任を伴った決め方でないといけない部分もございまして、こういった

やり方ではありますけれども、しっかり進めていくということだと思います。

それから、次、11 ページでございますけれども、蓄電池への電気の供給に関する法令上の整理の必要性というところでございます。

いわゆるスポット価格の安いときに蓄電をして、高いときに放電して利益を得るという蓄電池ビジネスと呼ばれるものが今後増えていくであろうということなんですけれども、実は、現在、系統から蓄電池に電気を供給する場合は、基本的には小売供給によって供給されるケースがほとんどでして、小売電気事業ライセンスの取得が、逆に言うと必要ということになっております。

他方で、小売供給は、電気事業法においてその最終的な電気の利用者に対する電気の供給と整理をしておりますので、最終需要家の利益を保護する観点から種々の規制があるということでございます。

今後、いわゆる増加が予想されている蓄電池ビジネスのやり方、これはいろんなやり方が当然出てくるんだとは思いますが、必ずしも最終需要家に対する電気の供給とは言えないものがメインになってくるのではないかなというご意見も伺っているところで、こういった中で、こういった制度が求められるのかということについては、整理を進めていくべきではないかと思っております。

14 ページをご覧いただければと思っておりますけれども、間接需要、最終需要ではないという意味において、間接、あるいは中間的な需要ということでございますけれども、今後、蓄電池ビジネスが増加していくということを踏まえて、いわゆるこういった間接的な需要への電気の供給について、電気事業法上の整理を検討していく必要があるのではないかと考えております。

あわせて、こういった電気の供給に向けての接続供給の在り方、一般送配電事業者からの接続供給ですけれども、それに対する考え方も整理をしていく必要があるのではないかなというふうに考えておまして、こちらについては、法改正を伴う中期的な議論ということではございますけれども、今後、事務的に整理をして、また、この議論を踏まえながら検討を進めたいというふうに考えております。

資料のご説明は、以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。蓄電池の供給の在り方でしたね。

それで、これについてご意見をいただきたいと思っております。今、事務局からありましたように、少し中期的にやっていくというか、頭出しというか、そういうことで、こういうことについてどう考えるかということですね。それ、皆さんのご意見をいただければと思っております。

いかがでしょうか。どなたかいらっしゃいますか。

なかなか複雑で分かりにくいですけど、それをまずどういうふうに整理するかということを検討していいですかという、そういうご意見です。

秋元委員、どうぞ発言ください。

○秋元委員

ありがとうございます。

二つ目の論点の件ですけど、ぜひご検討いただければと思いますけど、その際には、蓄電池だけではなくて、蓄電池と似たような機能を持つものってたくさんあると思いますので、例えば、一旦、熱に蓄えて、また熱で発電して戻すというのも蓄電池というか、の一種だと思えますし、水素に変えて、また水素の発電で戻すという事業もあると思いますので、いろいろな形態があり得ると思うので、これを検討する場合には、蓄電池ビジネスという、蓄電池だけではなくて、同じように競争するようなものに関しては、同じ土俵で同じようなライセンスにするというような工夫をして競争を促すということも重要だと思えますので、今日の議論ではないかもしれませんが、今後、議論ということですが、その際にはそういうことも含めてご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとう。

大橋委員、どうぞ。大橋さん。

○大橋委員

すみません、ありがとうございます。

まず1番目の論点ですけれども、今回の発電設備等の、併設の蓄電池については、それぞれPCSと負荷設備に入りと出と異なる線を引かない限り、完全な確からしさを確保することはできないのかなと思います。

その点で、今回、事務局提案の示していただいた要件が、どの程度、大きな問題を引き起こさずに済むかというのは、誤差の程度をどれだけの大きさにするかということに結局なるのかなと思いますけれども、今回の要件で全く問題が起き得ないと言えるかどうかは、これは、誤差をどの程度許容するかということに依存しますし、また本資料で漏れている限界事例が出てくる可能性もなくもないのかなと思われれます。少なくとも私はないと言い切れないなと思っています。

他方で、今回ご提案の要件よりもよい方法が私のほうでも浮かばないので、まず、これで進めていただいて、送配電事業者様において問題事例をしっかりと収集報告いただくことで、今後よりよい制度に向けて議論をつなげられるのがいいのかなと思います。

2点目の論点は、間接需要に対する小売事業ということで、普通の小売事業と同じではないですが、準ずるライセンスということになるのかなと思いますけれども、これは間接需要の定義を決めながら議論を進めるのかなということ、私は方向性に賛成です。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。ほかにいらっしゃいますか。

武田委員ですね。武田委員、どうぞご発言ください。

○武田専門委員

ありがとうございます。

蓄電池は、脱炭素の調整力として、今後、再エネを主力電源化する上で、導入の拡大が極めて重要なものだと考えています。今回いただいた、再エネ併設の蓄電池に関する託送料金の特別措置及び蓄電池への電気の小売供給についての整理の方向性については、異存はございません。

さらに、既存設備の維持や新設投資を促進するために、蓄電池に関する事業がビジネスとして成り立つ環境を整備する必要があると考えます。

蓄電池ビジネスが今後さらに増加することを念頭に、賦課金の公平性や適切な事業規律を確保しつつも、事業への参入や蓄電池ビジネスの普及・活性化の過度な障害にならないような簡素な制度とするという観点で、今後、十分検討されることを期待したいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

皆さんから特に反対ということはなかった、前半の部分については、協議の形ということでよろしいかなということで、大橋さんもほかに思い浮かばないと言ったから、そういうことかなと思うし。それから、後半のあれですね、これからの整理については、事務局でいろいろと引き続き議論をしていただいて進めていくということでよろしいかと思います。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、議題3と4であります。これは、両方、いろいろ関係していますので、事務局から、資料の5と6、これ一緒にご説明いただいて、その後で議論したいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○筑紫室長

続きまして、資料の5及び資料の6につきましてです。

まず、資料の5でございます。おめぐりいただきまして、2ページ目でございますけれども、この委員会でも何度かご議論いただきました、大手電力の不適切事案に対する対応ということです。

直近では8月8日の委員会で整理を行いまして、4月に経済産業大臣から行われた指示を踏まえた対応について議論をいただいてきたわけですが、本日はその進捗をご報告させていただきます。その上で、6月16日に閣議決定された規制改革会議から出てきている指摘に対しての今後の進め方についてもご議論をお願いしたいというものです。

まず、3ページが4月28日の項目でございまして、1ポツが一般送配電事業者の情報漏えいについての措置、二つ目が内外無差別の卸取引の実現、三つ目が小売事業者を念頭に置いた競争環境の整備ということになります。以降、一つずつ進捗をご報告します。

5ページ目に行ってくださいまして、送配電事業者による情報漏えい事案についての対応でございますけれども、この部分については、先般ご報告させていただいたとおり、6月29日に電取委の委員長より大臣に対して制度的処置についての建議がなされております。

それを8月8日にご報告をして、現在、電気事業法施行規則と適正取引ガイドラインについて、来年4月1日の施行を目指して、改正の作業を進めているというところでございます。

主な内容については、この委員会でも議論いただきましたとおり、託送情報に係る情報システムの物理分割、それから、内部統制の抜本的な強化、それから外部監視の仕組みの導入、あるいは強化といった部分、それから、最後に行為規制の対象行為の明確化と、この辺りが主要なものということになってございます。

6ページ以降は、電力取引等監視委員会での議論の資料を一部抜粋してご紹介しております。

ページを飛んでいただきまして、14ページ。

内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築についてですけれども、8月のときに、卸売の長期化や競争制限的な条件の解除を念頭に、旧一電各社の今後の卸売の見通しについて提示をさせていただきました。

その後、旧一電各社において詳細な方法が検討されて、2024年度以降の単年度もの、それから長期、3年ないし5年、長いものではもう少し長いものもございましてけれども、そういったものの卸売メニューが順次公表されるなど、プロセスは着実に進んでいるということでございます。

監視委において、内外無差別の卸売の評価方針について、この11月27日に中間的な報告・確認がされましたけれども、旧一電各社は、供給力の太宗を供出する予定であり、社内・グループ内小売向けに供給力を事前に確保する事業者は確認されなかったということ、それから、競争制限的な条件の解除・緩和がなされているということが示されております。

今後も、引き続き、監視委のほうで必要な確認を行っていきますけれども、目先は次回のフォローアップを24年度上半期に想定をしていると。これまでとは大きく異なる競争的・戦略的な市場環境となることが期待されていく状況というふうに承知をしております。

以降、関連の資料を一部ご紹介してございまして、19ページなんかでは、民間の事業者において、そういった各社の卸売情報なんかを一覧でご覧いただけるような状況になっております。

続きまして、21 ページです。

小売電気事業者等の需要家に対する説明・事前書面義務の在り方などについてです。

この委員会でも何度もご議論いただいたトピックですけれども、電気料金水準自体が必ずしも画一的、あるいは何か安定的なものではなくて、事業者やその事業環境によって変動していくという中で、適切で分かりやすい情報提供というのをしっかり進めていくということをごさしまして、先ほどのものと同様に、令和6年度の施行を目指して、現在、電気事業法施行規則の改正作業を実施中でございます。

それから、同様に、電力行為のガイドライン、22 ページになりますけれども、それについても改正作業中ということでございます。

内容については、いずれもこの委員会で議論したものとおりになっているかと思いません。

それから、23 ページは、需要家が分かりやすい情報提供を求めているという観点で、事業者から需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為ということで位置づけられることとなっている点ですね。ホームページでの認識、そういったものが書いてございます。

それから、24 ページのほうは、国からの情報提供についてということで、資源エネルギー庁のウェブサイトなどを見直しの内容をご紹介します。

それから、25 ページでございますけれども、料金メニューのところですね。2016年の小売自由化以来、料金メニュー、いろいろなものが提案されてきておりますけれども、旧一電を含む小売事業者全般にそういった取組をしっかりと進めていく必要があるかなど。

料金メニューの例として、今、節電割引、あらかじめ指定する最も需要が多い時間帯の節電実施状況に応じて電気料金を割引くですとか、後で換金できるポイントを配布するとか、そういったメニューなんかについてはかなり導入が進んでいると思えますし、その下の「再エネ余剰電力有効活用型」と書いておりますけれども、再エネが余剰となる春秋の昼間を安く、朝夕には高くして、需要シフトを促していくといった料金メニューも検討が進んでいるということですので、できるだけ早い具体化に向けて取組が進んでいくように、しっかり進めていきたいと思えます。

続きまして、ここまでが不適切事案の対応についての進捗のご報告になります。

27 ページ以降は、その中で規制改革実施計画との関係でございます。

6月に閣議決定された実施計画の中では、所有権分離、発販分離といった電気事業者の組織の在り方に直接関わる内容についても指摘が入っているということは、この委員会でもこれまでご議論いただけたかなというふうに思います。

これまでも、直近8月もそうですし、それ以前も何回か議論をさせていただいておまして、その中身については、29 ページ以降にご紹介をしております。そういった中で、例えば32 ページのところでは、こういった所有権分離という考え方について、もちろん中立性を高めるというメリットがある部分と、それに対する課題ということで、資料の下に①、②、③と言ったところのご紹介もさせていただきました。

ちょっとすみません、資料に戻っていただいて、28 ページですけれども、そういった指摘の中で、これまでの議論をある程度整理をいたしますと、その所有権分離に関して、今般の不適切事案の直接的な解決策ということには必ずしもつながらないということではあったかなというふうに思います。

他方で、先ほどご紹介したメリット、デメリットの考え方自体をどう考えるかということについては、必ずしも、何て言ったらいいんでしょう、10 年前ではなく、今の在り方を踏まえて、様々な角度からしっかり検討した上で、必要性などについても検討していくべき課題だと。10 年前も、改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とするとしているわけですけれども、今般の一連の不適切事案に対する対応の状況等を踏まえつつ、今後実施する電力システム改革に係る検証、次の資料でご紹介いたしますけれども、こういった中で、有識者の方々のご意見も伺いながら、同報告書の趣旨や発送電分離後の電気事業を取り巻く環境変化を踏まえて、包括的に検討していくということではないかというふうに考えております。

あわせて、34 ページ、同じように、実施計画で指摘のある発販分離、会計分離、それから、競争的な小売電気事業者の創出に関する指摘でございます。この部分については、先ほどご紹介した内外無差別の卸取引の進展の中で、これまでとは大きく異なる競争的・戦略的な市場環境になっていくというふうに期待をされているところでございます。

同計画、35 ページに入りますけれども、実施計画の中でも、こういった発販分離、会計分離といった部分については、事業戦略上必要であれば自由に選択可能という考え方は認識をされているわけですので、こういった前提に基づいて、各社の内外無差別の卸売のしっかりした進展を促進・モニタリングしていくということでないかというふうに考えています。

他方で、必要に応じて、さらに電力システム改革の検証の機会なんかも活用して、しっかりとフォローアップをしていくということなのではないかというふうに考えます。

資料の 6、併せて検証のところをご紹介したいと思います。

おめくりいただきまして、資料 2 ページ目でございます。

この委員会に長くおられる先生方におかれては、多分、何度かご覧いただいた資料だとは思いますが、2015 年に成立した第三弾の改正電気事業法においては、検証規定が設けられておりまして、3 回、タイミングの指定がございます。

具体的には、小売全面自由化前、まさにこの委員会最初のときの議題ですけれども、最初の小売自由化前の検証、それから、送配電部門の法的分離の前に行う検証、そして、法的分離後 5 年以内に行う 3 回目の検証というふうに、3 回の検証について定められております。そして、法の施行の実施状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況、料金水準などについて検証を行い、結果を踏まえて、必要な措置を講ずることというふうにされております。

今回、まさにその最後の検証のタイミングに当たっておりますので、これを来年、年明け以降、本格的に進めていきたいというふうに考えております。

3 ページですけれども、検証の項目につきまして、先ほど法律の条文に書いてある項目を若干ご紹介いたしましたけれども、今回は最後の検証ということもありますので、電力システム改革専門委員会報告書、2013 年にできたものですけれども、そういった3段階の改正電気事業法の議論のベースになったものの項目も参考にしながら、幅広く、近年、特に必要性が増している脱炭素化に向けた電力システムの在り方なんかも念頭に、幅広くご議論をいただきたいというふうに考えております。

4 ページに、今後の進め方ですけれども、2025 年3月末が期限ということになっております。前回の法的分離前の検証のときは8か月かけて行ってきた議論ですので、今回も一定の時間がかかるだろうと思うところですが、まずは電力システム改革に当たる検証、この委員会の委員の先生、オブザーバーの方々のみならず、広く専門的、実務的な観点を踏まえた専門家の方の意見を伺いながら進めていきたいと思っております。まずは、前半は、当面はこういったヒアリングを中心に実施しながら、ある程度まとまったところで、個別の政策トピックについて議論させていただくというような形でやっていければなというふうに思っております。

以降の資料は、前回のときの資料をご参考につけております。

資料のご説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、議題の3と4、これについてご議論いただきたいというふうに思います。

基本的に、これからあれですよ、検証を進めるということだけれども、その前に、不適切事案でどういうことがあったかとか、あるいは規制改革推進会議のほうからいろいろご要望が出ているところもあり、それにどう答えていくかということを含めて、今、ご説明いただいたかというふうに思います。

それでは、ご発言をご希望の方がいらっしゃれば、いかがでしょうか。どなたかいらっしゃいますか。

ちなみにあれですね、岩船委員からあれが入ってまして、資料5に関して、電力システム改革の検証には、従来議論に参加してきた委員だけでなく、幅広い有識者の声を聞いてほしいと、コンサル、あるいは電力中央研究所、エネ研などであるということでもあります。

ご意見が岩船委員から出されております。

今、監視等委員会の新川オブザーバーからご発言要望がありますけれども、今、特にあれですかね、委員の方のご要望がなければ、ご発言いただけますかね。それじゃあ、お願いいたします。

○新川オブザーバー

ありがとうございます。監視等委員会の新川でございます。

資料5の大手電力による不適切事案に係る対応の状況についての資料について発言をさせていただきます。

情報漏えい事案につきましては、業務改善計画から1年間を集中改善期間として実地ヒアリングなどを実施しております。電力・ガス取引監視等委員会としましても、システムやコンプライアンス体制を含む様々な観点についての監視体制を強化してきているところでありまして、今後も密に状況を確認していきたいと考えております。

加えて、今回の事案を踏まえた制度的対応について、資料4の5ページでもご紹介いただいておりますが、本年6月29日付で委員会から建議させていただいておりまして、これを踏まえたルールづくりを行い、実効性を高めていくことが重要であると考えております。

それから、資料では直接の言及はあまりありませんでしたが、電力カルテル事案につきましても、本年8月から1年間を集中改善期間として、当委員会にてフォローアップを行っているところをごさいます。今後、社内の各部署の役割、教育、研修の実効性、内部監査の状況等につきましても確認を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。監視等委員会からの説明ということだと思います。

それでは、原委員、どうぞご発言ください。

○原委員

ありがとうございます。ご説明、ありがとうございました。

やはり不祥事につきましては、一般のユーザーも大変関心の高い部分であったと思います。ただ、これに対して、もろもろのフォローアップが進んでいる、そして、内外無差別の問題も進捗を確認していただいているということで少し安堵しているんですが、何かこちらの経過をもっと大きく、皆さんに分かるように、報道なり、報告なりしていただける機会があるとよいと思いました。

発販分離についても同様です。ちょうど、当時、この問題、不祥事が出てきたときというのは、料金の高騰も相まって、大分、腹いせというか、罰則的な意味合いもあるような気がいたしまして、この電力システムそのものに対する不信感のようなものも出てきたと思うので、その辺りの情報も、適宜、丁寧に説明していただいた方がよいと思いました。

それから、ちょっと戻るんですが、国からの情報提供の部分、資料5の24ページでしたでしょうかこの辺りは、それぞれの料金メニューの説明の仕方も大変努力されていると思いますし、情報提供の在り方も大変見やすく、分かりやすいとは思いますが、こちらの情報へアクセスするかというと、なかなか分かりにくい、せつかくの情報も伝わりにくいと思いますので、ここへ誘導するような方法を、各電気事業者さんの例えば料金確認のページからすぐに行けるとか、何かバナー等があるとか、何かそういった工夫をしていただければ

ればありがたいなと思いました。一般の小口需要家に対する情報提供の部分で意見を申し上げました。

以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。資料5と6のご説明をいただきました。

不適切事案につきましてですが、電気事業者の組織の在り方についての検討はこちらの委員会でも何度か取り上げられまして、委員の方々のお考えというのは大体同じような形で、所有権分離をすることが必ずしも今回の事案の直接的な解決につながるものではないという意見については、私も引き続き同じ考えを持っております。

今回のエネ庁の整理、電力システム改革検証の中で包括的に検討するという今回の整理につきましては、私も賛同いたします。

特に28ページ、4ポツ目のところで、包括的に検討するとともに、一連の対応の状況等を踏まえつつ進めていくといった点につきまして、現状、各社、並びに先ほど新川オブザーバーからもありましたけれども、監視等委のモニタリング、業界団体として、電事連および送協電の取組というものがございますので、こちら、こういった取組並びに、1回だけではなくて、今後の継続的な取組で業界団体を引き続きコンプライアンスを徹底していくという点について、十分な評価をしていただければと思っております。その辺り、モニタリングも非常に重要なところだと思っておりますので、監視等委様におかれましては、引き続き、よろしく願いたいと思います。

資料6の今後の電力システム改革の検証についてですが、基本的な進め方、こちらご説明があったとおり進めていただければと存じます。

事業者の方々、有識者の方々からのプレゼンというのも、今後、将来を見定めていく上で非常に必要なことだと思っておりますので、そこもしっかりやっていただければと思っております。

基本的な検討の軸としては、引き続き、S+3E、カーボンニュートラル、こちらに向けた動きと競争環境の整備といったものが挙げられると思います。

いつも委員の方々からご意見がありますように、複数市場、複雑化しているシステム、こういった中で、一つ一つの設計というのは、目的適合性がしっかりあると思うのですが、やはり全体を俯瞰した整合性、こういった観点で、現状のシステム改革を評価いただければと思っております。

また、個別の話にはなってしまうのですが、経過措置料金の議論も避けては通れない話かなと思っておりますので、こちら検証の中で検討が進められればと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、次は、石井委員、どうぞご発言ください。

○石井専門委員

ありがとうございます。資料のご説明ありがとうございました。

特に資料5の不適切事案に係る対応の状況について、おおむね理解をさせていただきました。

特に、今回、需要家に対する情報提供の部分に関して、この小委員会で、今までの議論を踏まえていただいた内容で、施行規則、また、小売ガイドラインの改正作業を進めていただいている点、感謝を申し上げたいと思います。

昨今のエネルギー価格の高騰ですとか、カーボンニュートラルの流れの中で、中小企業においても、電気料金ですとか、ゼロエミッション由来の電源に対する意識や感度、着実に高くなってきておりました、特に電気料金単価や将来の見通し、また、電源構成などについて、分かりやすい情報開示、説明がなされることを改めてご期待を申し上げたいと思っております。

資料5の23ページに、小売電気事業者ホームページトップ画面等にエネ庁様の公表される小売電気事業者一覧へのリンクを掲載してございます。こうした需要家が知るべき情報、重要な情報につきましては、こうしたリンクの掲載に加えて、例えば需要家の手に渡る紙媒体の資料やパンフレット、そうしたものにQRコードも掲載するなど、少しでも需要家の目に触れるよう取組を進めていただくようお願いを申し上げます。

また、次の24ページにございます国からの情報提供に関するブラッシュアップ、ぜひ引き続きお願いしたいと思っております。

今後、料金、サービスの選択肢が拡大していく中で、需要家が自社にフィットするサービスを適切に選択できるよう、資料にも記載されていますが、電気料金の仕組みをはじめ、小売電気事業者各社の料金メニューや、電源構成などについて、各社のそれぞれの特徴に応じ、類型化していただく、そうしたような工夫も、随時、凝らしていただけるとありがたいと思っております。

日本商工会議所としても、少しでも多くの需要家がこうした情報に接することができるよう、比較情報プラットフォームの周知など、協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、武田委員、どうぞご発言ください。

○武田専門委員

ありがとうございます。資料6の電力システム改革の検証の進め方について意見を述べたいと思います。

今回の検証では、震災後の電力システム改革全体を振り返ると同時に、エネルギー危機を背景として安定供給が非常に困難になるといった外部環境の変化に対して、3Eのバランスが取れるシステムになっていたのか、という観点での検証が必要だと考えます。

安定供給に必要な電源投資の確保も含めて、今回の検証の結果を今後の制度設計や施策の展開に適切に反映していくことが重要だと認識しております。

また、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況の検証においては、分散型エネルギーシステムの構築について、分散型エネルギーを電力ネットワークシステム全体で効率的に活用する上での課題整理や制度設計を一層推進することが重要だと考えています。これは、今後の再エネ主力電源化に資するものであり、災害に強い供給体制の構築や、脱炭素電源の活用できる事業環境整備にもつながると考えております。

今後の施策への参考とすべく、俯瞰的、あるいは横断的な視点を持って議論、検証をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、牛窪委員、どうぞご発言ください。

○牛窪委員

牛窪です。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○牛窪委員

ありがとうございます。資料5では対応状況を丁寧に整理いただき、ありがとうございました。所有権分離は、これをやるのが解決策にならないという整理はそのとおりだと思います。

資料6に関しましても、ルールに基づいて、このタイミングで電力システム改革全体にわたる検証を行うことや、コメントにもありましたけれども、脱炭素が大きくクローズアップ

されている中での電力システムの在り方という視点も踏まえて、検証いただく方向性に異論はございません。

あと、資料6の3ページですが、附則に基づく検証項目が挙げられておりますけれども、その中でも、例えば競争市場環境の整備という観点では、その進展に伴って電源の活用のされ方も変化しており、その結果、電源が立地する地域と電源を所有する事業者の関係性が変化していく可能性もあるのではないかと思います。

内外無差別の議論も進んできておりますけれども、そうした観点も踏まえつつ、脱炭素化の進展の中で新設される電源の在り方についても検討していくことが必要だと思っております。

また、同時に、今後多くの電源の退役も見込まれると思っております。安定供給のための供給力確保策も検証項目として挙げられておりますけれども、民間の企業として、やはり電源を維持していくようなインセンティブをどうやって確保するかということ、また、新たな投資が行えるような環境をどうやって整えていくか、そうした観点も同時に議論していくことが重要だと思っております。

今後は、投資回収の予見性確保に向けて、長期脱炭素電源オークションも開始されますけれども、足元、いろいろ市場環境も変化しておりますので、脱炭素電源を建設していくインセンティブが十分かといった点も、初回オークションの結果をしっかりと検証して、議論していく必要があると思っております。

最後に、おそらくエネルギー基本計画の議論も来年には始まると理解しておりますので、そうしたことと、今回のこの検証の議論もバランスを取りながら、日本の電力産業全体をしっかりと持続可能なものにしていくべく、大きな視点で議論をしていくことが必要だと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、牛窪委員、どうぞご発言ください。

○牛窪委員

今、牛窪が議論、コメントさせていただきました。

○山内委員長

失礼しました。今、牛窪委員でした。

大橋委員、ご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。まず、資料5の不適切事案については、電取委を中心にしっかりと対応していただいていると思っております、この点、大変感謝申し上げます。

それとあわせて、資料6の検証ですけれども、電力システム改革において、重複的に様々な場で議論がなされてきたわけですが、振り返ると、場合によっては、異なる制度が干渉し合っただけの効果が発揮しなかった場合であるとか、あるいは制度設計当初の想定よりも行き過ぎるぐらいに取組が大きくなったケースだとか、様々な凹凸が見られているのかなと思います。そうした制度を一旦整理して、国民にも分かりやすい電力システムの姿に近づける機会にすべきなのかなと思います。

とりわけ需要家の視点で、海外の事例を参考にしながら、電力システムを自由化という文脈でこれまで行ってきたんだと思いますけれども、我が国特有のエネルギーシステムの特殊性、例えば燃料調達といった計画性が自由化の文脈でどのように機能するのか、そうした点、十分に検討が加えられた上での制度設計だったかと言われると、自由化の理念が先行的に議論された部分もあったのかなと思っております。また、脱炭素についても、電力システムの入り口から議論がされてきたかという点、必ずしもそうではなかったのかなと思います。

そういう意味で、2013年の改革報告書には想定し得なかったことが、様々、この間、起こってきている。あるいは、当時テーブルでできなかったテーマも、今、ようやくできるようになってきたということもあるんだと思います。

そういう意味で、この報告書にとらわれることなく、現在、足元の新たな事業環境、あるいは国際環境の次元に、我が国、電力システムが既に移行してしまったということを前提に議論していくことが重要かなと思います。

この機会にしっかりと振り返ることで、我が国の実情に合った電力システムの在り方、また、自由化が一段進んだ段階での競争のイコールフットイングの在り方、そうした論点を改めて見詰め直す機会にすべきだと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

委員の方、ほかよろしいですか。

それでは、オブザーバーの方の発言に移ります。

まずは電気事業連合会、佐々木オブザーバーですが、マイクのほうは大丈夫でしょうか。

○佐々木オブザーバー

佐々木でございますが、音声、届いておりますでしょうか。

○山内委員長

届いております。お願いいたします。

○佐々木オブザーバー

先ほどは大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

では、私のほうから、資料5につきまして発言をさせていただきます。

まず、組織の在り方の検討についてですが、その前に、非公開情報の漏えい事案への対応といたしましては、各社のそれぞれの取組に加えまして、電事連でも、業界内で横串を刺して、確認ですとか、それから、各社へのフィードバックを進めております。引き続き、コンプライアンスの徹底に、真摯、かつ不断に取り組んでまいり所存でございます。

その上で、送配電部門の所有権分離につきましては、過去に議論されましたとおり、送配電会社の中立性を確保することを前提に、電気の安定供給、それから、社会コストなど、様々な観点から検討され、法的分離されてきたものと認識しており、そうした整理も踏まえた慎重な検討をお願いしたいと思っております。

また、発販分離及び会計分離につきましては、各事業者の事業戦略上必要であれば、自由を選択可能という整理は妥当なものであると考えてございます。

いずれにいたしましても、電力卸取引の公平性にはしっかりと取り組んでいく必要があると考えており、各社は内外無差別に卸売を行うこと等のコミットメント等を行った上で、適切に取組を進めているところではございますが、引き続き、内外無差別な卸取引の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、需要家に対する説明、情報提供の在り方について申し上げます。

8月の本小委員会でも、弊会より申し上げましたとおり、小売電気事業者による情報提供により、リスクなども含め、お客様に正しくご理解いただく必要性は十分認識しており、私どもとしても、情報提供の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

一方で、本日ご提示の対応方針案につきましては、例えば21スライドに、「小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給契約を締結する目的に照らして云々」といった記載がございますが、申出のあったお客様の知識や経験を受付のタイミングで事業者が把握し対応する方法と、具体的な実施内容のイメージが現時点で把握しかねるものがございます。

本件は小売事業者があらゆるお客様に魅力あるサービスをご提供できる環境を整えることを目的に、お客様の多様性に応じた事前の情報提供のルールを定める検討を行っているというふうに理解しておりますので、今後、具体的な改正手続を進めていく際には、ぜひ丁寧なご検討をお願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、エネット、谷口オブザーバー、どうぞ。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。資料6の関係になります。

このたび電力システム改革の検証を行っていただくということで、感謝、期待申し上げます。

検証にあたって、有識者の方々はもとより、電力自由化の目的としていた多様な料金メニューやサービスの選択肢が本当に幅広い需要層に行き届いているのか、享受できる環境になっているかというような需要家の意見、また、それらを提供する小売事業者は、現在、内外無差別について、電源調達環境整備は進んできていますが、その仕入れ面での環境がどうなっているのか。あわせて、ヘッジがガイドラインでもリスク対応として必要だということを示されてもいますが、流動性を含めて、実効的な環境整備が適切に進んでいるかというような観点、また、各種整備された環境下において、制度趣旨に沿った運用がきちんとなされているか等の切り口からも、幅広く、大小問わず、様々な需要家や事業者の声というのを聞いていただき、改革途中で起きた制度指針に沿わない社会的問題や仕組み上の問題、その改善策といった点について、多面的に評価、検証をいただき、次のステップに臨むという形で進めていただければと思います。

また、最近で新たにカーボンニュートラルの考え方や施策が追加されて、長期脱炭素電源オークションなど、過去に想定していなかった制度整備も進んでいますが、例えば、最近、我が社が取ったアンケートでは、再エネをなかなか積極的に活用できないという需要家の半数以上の回答理由は、やはり価格水準の高さとされており、こういった係るコストの負担の在り方によっては、カーボンニュートラルの進展にも影響を及ぼしかねないものですから、環境面、経済面それぞれの実現可能性という観点からも検証いただければと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかにご発言のご希望はいらっしゃいますでしょうかね。

よろしゅうございますか。

では、事務局のほうから、ご回答、あるいはコメントをお願いします。

○筑紫室長

そうしましたら、まず資料の5の関係でございますけれども、原委員、あるいは村松委員、あと石井委員から、何でしょうか、今回の不適切な事案の対応について、それから、対応そのものの状況についても、しっかり一般の需要家の皆様方に触れられるような形で進めていくと。

それから、あわせて国からの情報提供のところの部分、資料にも言及いただきましたけれども、そういったものにできるだけいろんな方に触れていただけるような取組をさらに進

めていくべきといった方向性についてご議論いただいております。ホームページでございますので、1回つくっておしまいということでは当然ないということだと思いますので、引き続き、何と言ったらいいんでしょう、使いやすい、分かりやすい情報提供というのに取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、あわせて所有権分離とか、規制改革会議への返し方のところについては、直接的な解決策につながらないという部分と、他方で、引き続き、さらに検討というところがございますので、しっかりいろんな材料をそろえて、さらなる議論に備えていきたいというふうに思います。

それから、資料の6でございますけれども、今回は、何と言ったらいいんでしょう、年明け以降、本格的に進めていきますという進め方のご紹介にとどまっている部分がございますけれども、個別の政策テーマについて言及いただいた部分もございますし、それから、岩船委員からご紹介があったとおり、この委員会に直接ご参加されていない専門家の方々も踏まえて、広く意見をいただきながら、他方で、10年前には提示のなかった論点も含めて幅広く議論をしていくということだと思います。

ちょっと個別にも、進め方についていろいろ事務的にも検討しつつ、こういった場でコンテンツを得られるように進めていきたいと思います。

特に何人かの委員の先生方からご紹介がありました、脱炭素、カーボンニュートラルのところは、10年前はなかなか、これが正面からというよりは、まずは自由化というのが一つ大きなキーフレーズだったんだと思いますけれども、カーボンニュートラルに対する位置づけとか、その重みというのは、世界的にも、それから産業界の皆様もそうですし、当然、一般の需要家の皆様方にも非常に重いミッションとしてかかってきているものだと思います。

政府全体としても、2050年カーボンニュートラルという目標を掲げているわけでございますけれども、そこに向かってしっかり進めていけるこれからの描くということで準備を進めてまいりたいというふうに思います。

○山内委員長

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、追加のご発言がなければ、この辺で議論を閉じたいと思いますけれども、議題の3と4で、今般、今週ぐらいからですかね、大手電力の不適切事案というのがあって、これに、いろいろ、どう対応してきたかというご紹介がありました。それで、この取組については一定の進捗が見られたという、こういう認識を皆さんで共有できたんじゃないかというふうに思っております。

それから、今もご説明がありました今後の検証、これについては、さっきもご紹介がありましたけれども、システム改革報告書が出されたのが2013年ということで、ちょうど10年が経過したわけですね。それで、あの中で3段階のシステムの改革をするというふうなこと

があったわけけれども、それも全て実施されたということでもあります。

したがって、その電力システム改革全体を振り返る今が絶好の機会なんではないかなというふうに思っております。本小委員会でその重責を担うということになるんだというふうに理解しておりましたので、皆様の、今後ともご協力をいただければというふうに思っております。

そういうわけで、本日はそうした一つの節目ということでもありますので、久米電力・ガス事業部長から一言ご挨拶をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○久米部長

ありがとうございます。電力・ガス事業部長の久米でございます。

委員の皆様には、本日も活発なご議論をいただきまして、感謝申し上げます。

今回は、特に後半で大手電力による不適切事案の対応について、今年4月から議論していただいた内容の中間報告をさせていただきまして、また、年明け以降、東日本大震災後に行った電力システム改革の検証を本格化させていただくということで一言ご挨拶させていただきます。

まず、不適切事案については、電気事業の中立性、信頼性に疑念を抱かせるものでありまして、これまでに改善計画の策定や報告の業務改善メールを行うとともに、実質として電気事業の健全な競争を実現するため、経済産業大臣からの三つの指示に従い、取組を進めてきました。

今回、一定の進捗を得たということで、その中間報告を行いました。これで終わりということではありませんので、引き続き、電気事業に対する信頼を取り戻せるよう、それぞれ取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、電力システム改革の検証ですが、電力システム改革で変わったことを一言で申し上げれば、電気事業に競争を本格的に持ち込んだということでもあります。

これにより、例えば発電事業では再エネ事業者が多く参入されましたし、小売事業では需要家のニーズを捉えた創意工夫による多様な小売メニューが生まれつつあります。これはシステム改革の成果の一つの側面と言えるのかと思います。

一方で、様々な課題にも直面しております。競争に委ねることにより、経済合理性、事業の予見可能性がなければ発電投資が進まず、燃料確保、調整力の確保、ひいては安定供給の確保が困難になるおそれというのもし生じ始めていると。また、経過措置料金の解除が進まない中で、燃料高騰が適切に電気料金に転嫁できず、多くの小売事業者の財務状況が痛んだということもございました。

さらにカーボンニュートラルに向けた要請が強まってきておりまして、これも先ほどからご指摘がありましたけれども、電力分野の脱炭素化という点について、新たなステージに差しかかっているということだと思います。

こうした直面する課題に対して、歩みを止めず、対策を取っていくということをしてきておるわけですが、対処療法を繰り返すことでシステム全体が複雑なものになってきているという側面も、率直に言ってあろうかと思えます。

事業者間の競争というのを促進しながら、一方で脱炭素安定供給確保のための様々な制度、政策、措置を講じてきておりますので、それと並行して、この制度に係るリスクというのが大きい分野になってきているというご指摘、ご批判をいただくこともあります。

今回の検証はこうした状況を、いま一度、フラットな目で評価する貴重な機会だというふうに考えておりますし、競争を持ち込んだこと、これは大事なことですし、否定すべきことではないわけですが、一方で、脱炭素と安定供給の両立のように、なかなか経済合理性だけで達成するのが難しいように見える目標に対して、どのような制度設計を行うべきか、10年間の経験を踏まえて、真摯に検証を行う必要があると考えております。

3段改正の施行はほぼ終わりましたが、電力システム改革は道半ばという状況かと思えます。これまで起きたことを真摯に検証し、次世代の脱炭素と安定供給を両立する電力システムの構築につなげていきたいというふうに考えております。

本日も既に熱心なご議論を始めていただいたところでありますけれども、委員の皆様、委員長のお力を得ながら、来年、検証をしっかりと進めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、事務局におかれましては、本日の委員のご意見も踏まえながら、電気事業者の組織の在り方の検討も含めて、電力システム改革の検証を進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事は以上で終了ということになります。長時間にわたりご活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。これを持ちまして第68回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。どうぞ、皆さん、よいお年を迎えください。